

報告番号	甲 乙 第	号	氏名	佐藤 秀成
主論文題名：				
鎌倉幕府文書行政論				
(内容の要旨)				
<p>竹内理三氏編『鎌倉遺文』の刊行により鎌倉時代の研究が格段に進んだことは自明の事である。本論考はその学恩に浴し、鎌倉幕府発給文書および関連文書を通覧することで、鎌倉幕府の行政機関としての諸相を明らかにすることを目的とした。</p>				
<p>文書を通覧するにあたっては、まず古文書学の視点が必要となる。近代日本古文書学は、久米邦武氏や黒板勝美氏に始まると言われ、その後の伊木寿一氏や中村直勝氏、相田二郎氏らの研究を経て、佐藤進一氏によって体系化された感があるが、その後も、多くの研究者によって佐藤氏の研究を再検討する論考が発表されており、本論考もその一つたらしとするものである。鎌倉幕府発給文書および関連文書を通覧し、考察するに際しては、様式や機能、発給主体や受給者等の様々な視点から検討することが必要となる。この後、各章における考察の基礎となっているのは先学、殊に佐藤進一氏の研究であることは言うまでもないが、そこにその後の多くの研究者の論考を加え、文書様式や機能等の視点から今一度の再検討を行うことで、鎌倉幕府の文書行政の諸相がより一層明らかになるものと考えられる。この古文書学的視点からの近年の研究のうち、殊に注目すべきものとして黒川高明氏の論考があげられる。黒川氏の研究は文書そのものの疑偽を追究した研究であり、文言や花押に加え、書体や筆跡、料紙なども真偽追求の要素とされている。</p>				
<p>さて、鎌倉幕府の文書行政を検討するうえでは、政治史・法制史等の視点からの考察も必要となる。鎌倉幕府に関わる研究としても多くの論考、著書が発表されており、本論考と関連する具体については各章において個々に触れることとなるが、この二十年前後の主要論著としては、鎌倉幕府成立を扱った川合康氏の『鎌倉幕府成立史の研究』。細川重男氏は『鎌倉政権得宗専制論』において文字通り得宗専制を論じられ、六波羅探題を扱ったものとして、森幸夫氏の『六波羅探題の研究』、木村英一氏の『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』や、著書としてまとまっていないが、熊谷隆之氏の一連の研究がある。北条氏のうち金沢氏に特化して永井晋氏が『金沢北条氏の研究』を著され、御家人制を論じられたものとして、七海雅人氏の『鎌倉幕府御家人制の展開』、高橋典幸氏の『鎌倉幕府軍制と御家人制』、清水亮氏の『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』がある。荘園制の視点からは高橋一樹氏の『中世荘園制と鎌倉</p>				

幕府』があり、都市論からは高橋慎一郎氏の『中世の都市と武士』、秋山哲雄氏の『北条氏権力と都市鎌倉』がある。法制史の視点からは、古澤直人氏の『鎌倉幕府と中世国家』、上杉和彦氏の『日本中世法体系成立史論』、佐藤雄基氏の『日本中世初期の文書と訴訟』がある。さらに、裁許や安堵、公家政権や公武関係、領主制など多くの視点から鎌倉時代を論じられた近藤成一氏の『鎌倉時代政治構造の研究』がある。

ここに示した先学の研究ではいずれも、それぞれの研究課題の解決をめざし、文書が活用されている。しかし、文書そのものを古文書学的視点から再検討し、政治史・法制史等の解明に発展させたものは部分的な論考に過ぎず、ましてや鎌倉幕府の全体像に迫ろうとする研究には至っていない。つまり、鎌倉幕府発給文書および関連文書を正面から取り上げ、鎌倉幕府像に迫ろうとした研究はないのである。そこで本論考は、鎌倉幕府発給文書および関連文書を通覧し、古文書学の視点に政治史、法制史等の視点を加え、文書を通して行われた鎌倉幕府による文書行政の諸相を検討し、鎌倉幕府像の再構築を試みるものである。

源頼朝が内乱の中で本領安堵・新恩給与の下文を発給して以降、多くの文書によってその勢力範囲の統治に関する指示が行われてきた。鎌倉幕府が統治機関として領域内を統治するにあたり発給した文書には、公家社会の官宣旨・下文の系列を引き継ぐ将軍家下文と綸旨・院宣・御教書の系列を引き継ぐ関東御教書があり、ほどなく関東下知状が開発されている。鎌倉幕府は軍事政権とはいえ、常に軍事力を用いて事をなしていたのではなく、文書によって領域内統治を行っていた。つまりそこに文書による行政が誕生し、発展していくことになったのである。本論考はその点に視点を置いて、文書行政とその背景の幕府政治について検討を加えた。鎌倉幕府を研究するにあたっては、文書を原点とした実証的な姿勢が必要であり、幕府像は文書を通して自ずと浮かび上がってくると思われる。ここに本論考で文書行政の視点を強調した所以がある。

鎌倉幕府発給文書としては、下文・下知状・御教書様式の文書が大部分を占め、これらをもって幕府は統治文書としていた。佐藤進一氏によってそれぞれの様式・機能については整理されているが、『鎌倉遺文』からそれぞれの文書を通覧すると、佐藤氏の整理との間に齟齬が見られる。佐藤氏はその論著『古文書学入門』を改訂する際に補注欄を設けて説明を加えられているが、本文を書き改めるまでには至っていない。また、この補注も「必要な限りの小改訂」とどめられ、私が各章で参考とした論文への言及は当然の如くほとんどなされていない。さらに佐藤氏自身が旧版出版後に著された論文「中世史料論」の御教書に関する記述と論著の御教書に関する記述との間には矛盾も見られる。こうした齟齬を検討することで、鎌倉幕府の行政機構としての再評価を成し得ると考えた。

第一部では関東から発給された下文・下知状・御教書を通覧した。

ここでは佐藤進一氏の『古文書学入門』に整理された下文・下知状・

御教書のあり方が基礎となる。「下文と下知状は永続的効力をもつのに対して、御教書は限時的効力をもつにすぎない」。下知状の発生に伴って、下文は「承久乱以後はもっぱら知行充行と譲与安堵の二項に限られ」、嘉元元年（一三〇三）に外題安堵の規定ができて以後は、「下文は知行充行だけに限られた」。その間、下知状は下文とともに譲与安堵にも用いられているが、「嫡子は下文をもらい、それ以外の者は下知状をもらったと推定される」など、下文・下知状・御教書についての定義付けを行われている。その後、近藤成一氏、湯山賢一氏、杉橋隆夫氏、菊池伸一氏、青山幹哉氏らの諸論考が下文・下知状と執権政治を関連付けて論じられている。第一部ではこれらの先行研究を再検討し、下文・下知状の鎌倉幕府における文書行政上の位置付けを行い、あわせて、あまり論じられることのなかった御教書についても考察した。

まず第一章では関東から発給された下文を考察の対象とした。

鎌倉幕府発給による公文書のうち、永続的効力を有する文書の一つである下文の宛所に関し、佐藤進一氏の説に近藤成一氏が訂正を加えられている。「在地住人宛所型」から「宛所空白型」を経て「受給者宛所型」へと変化していくとされた佐藤氏の説を、近藤氏は文書の網羅的検討から、「在地住人宛所型」から「受給者宛所型」を経て「宛所空白型」へと変化していくとされたのである。そしてこの変化のうち、「在地住人宛所型」から「受給者宛所型」への転換の背景には「職の観念の変化」があるとされた。本章ではこの近藤氏の説を再検討した。在地住人宛所型と受給者宛所型の特徴の再検討から、なぜ型が変化したのか。型の変化の背景にあるとされた「職の観念の変化」という漠然とした結論ではなく、具体的な背景を考察した。

第二章は関東から発給された下知状を考察の対象とした。

鎌倉時代前期には、文書冒頭部を「下」とし、書止文言を「下知如件」とする文書が残存する。この文書を冒頭の「下」に注目して下文とするのか、書止文言の「下知如件」から下知状とするのか、説が分かれている。これらの諸説はいずれも文書様式に重点を置いて論じられたものであった。そこで本章では、この下文と下知状の要素を併せ持つ文書をその機能から分析して、下文とするのか下知状とすべきなのかを検討し、あわせてこの文書が使用された政治的背景を執権制の進展と関連付けて考察した。

第三章では今一度、関東から発給された下知状を考察の対象とした。

鎌倉時代前期、下知状は下文の代用文書でしかなかった。しかし、嘉禄元年（一二二五）末の四代将軍頼経の元服後に消滅するはずであった下知状は、その後も使用され続けたのである。佐藤進一氏は、下文の用途は「承久乱以後はもっぱら知行充行と譲与安堵の二項に限られ」とされ、近藤成一氏はこれをうけて「所職の給与・譲与の安堵に下知状を用いる事を否定するものではない」とされている。下知状は、本来下文によって通達される譲与安堵と知行充行も含め、様々な安堵・充行に用いられていたのである。そこで本章では、安堵・充行に用いられている

下知状を用途ごとに細分し、再検討することを通して、幕府政治史上に位置付けるとともに、文書行政上のあり方を考察した。

第四章は関東から発給された御教書を考察の対象とした。

佐藤進一氏が「御教書は幕府の意思を伝えるための文書であって、下文・下知状が権利の付与もしくは認定を目的とするのと全く違った機能を持つ」とされ、田中稔氏がこの考え方に賛同されてよりこの方、御教書は「限時的効力を持つにすぎない」文書とするのが定説となっている。しかし、関東御教書の中には下文・下知状で扱われるような永続的効力が期待される文書が多数残存している。そこで本章では、それら永続的効力が期待される御教書を用途面から整理し、下文・下知状と比較・検討することを通して、御教書が「限時的効力を持つにすぎない文書」から「永続的効力が期待される文書」へと変化していく、文書行政上の発展を考察した。

鎌倉幕府は地方統治のため、各国に守護を設置し、奥州合戦後に奥州惣奉行を、承久の乱後には京都に六波羅探題を、蒙古襲来に際しては九州に鎮西探題を設置した。幕府は各統治機関に様々な権限を付与し、又指示を与えており、それに従って各統治機関からは管轄圏内へ文書が発給されている。そこで第二部では、六波羅探題、鎮西探題、守護のうち「長門探題」とも言われる防長守護、及び奥州惣奉行の関連文書を通覧して、鎌倉幕府による地方統治体制、文書行政を考察した。

鎌倉幕府による地方統治システムを総体として捉えることは難しく、幕府の地方統治機関に関わる諸相を各地方統治機関ごとに発給文書・受給文書を通して考察していくことになる。先学の研究においても、佐藤進一氏や伊藤邦彦氏が各国守護を検討されているが、各国守護を結びつけた地方統治システムの総体の解明に至っているとは言い難い。同様に六波羅探題や鎮西探題の研究においても、研究の主眼はそれぞれの機関であり、各機関の相互関係が部分的に論じられることがあっても、地方統治システムを総体として捉えるまでには及んでいない。各統治機関を有機的に結び付け、総体として捉えることは鎌倉幕府による地方統治システムのさらなる解明に求められることである。そこで、本論考では先学の研究を踏まえ、地方統治機関を総体として捉える視点を意識しながら、六波羅探題、鎮西探題、防長守護、奥州惣奉行についての考察を進めるとともに、各機関の相互関係もあわせて考察した。

第一章は六波羅探題発給文書を考察の対象とした。

鎌倉幕府の西国統治機関として、承久の乱後、六波羅探題が設置され、蒙古襲来にともなう鎮西探題の設置までの間、尾張・三河以西を管轄圏とした。その六波羅探題の発給文書の中に宛所を「守護代」とするものがある。そこで本章では、この「守護代」宛文書を糸口とし、六波羅探題発給文書の名宛人を通覧することで、六波羅探題管国内における文書伝達経路を確認した。あわせて、そこから浮かび上がる六波羅探題と西国守護との文書行政上の関係を考察し、幕府内における六波羅探題の立ち位置を定義した。守護代をめぐるのは外岡慎一郎氏・高橋慎一郎氏の論考があるが、

いずれも両使制における守護代の役割を論じられており、文書伝達経路、ひいては守護正員との関係を論じられたものではない。ここでは、使節としてではなく、文書伝達経路における守護代の役割から考察することにした。

第二章は鎮西探題関連文書を考察の対象とした。

鎮西探題に関する先行研究は、その成立時期や訴訟機関に関わるものがほとんどであった。そこで本章では、訴訟機関以外の側面を発給文書・受給文書から検討した。発給文書には寺社への統治関連文書や所領の安堵及び配分権限を示す文書などがあり、受給文書としては関東からの命令をうけた文書などが残存している。これらの文書を通して鎮西探題の有する全鎮西におよぶ諸権限を明らかにすると同時に、鎌倉幕府における鎮西探題の立ち位置を考察した。

第三章は防長守護関連文書を考察の対象とした。

建治二年（一二七六）に北条宗頼が長門・周防兼帯で守護に任じられて以降、防長守護は異国警固の重要任務を負って、他国の守護とは一線を画したものと考えられ、「周防・長門探題」と記されたものもある。この「長門探題」という考え方は定説化しつつあるが、あくまで守護として捉えるべきとの論考も発表されている。そこで本章では、防長守護の発給文書・受給文書をいま一度通覧し、防長守護が六波羅探題や鎮西探題のような守護の上に立つ広域統括機関、あるいは最終裁断権をもつ訴訟機関としての機能を有するものかどうかを検討し、防長守護が「探題」たりうるものかどうかを考察した。

第四章は奥州惣奉行関連文書を考察の対象とした。

文治五年（一一八九）の奥州合戦によって奥州藤原氏を滅ぼすと、源頼朝は葛西清重に「陸奥国御家人事」を奉行するよう命じ、翌年の大河兼任の乱後には伊沢家景を陸奥国留守職に任じた。両者は奥州惣奉行と呼ばれるが、陸奥国統治はその子孫に継承されたかのように考えられているが、奥州惣奉行は臨時の職制であるとしたり、後に形骸化したとする説もある。また、大江広元・北条義時などの陸奥守就任と陸奥国統治の関係や、陸奥国内における北条氏所領の増加の国内統治全般に及ぼす影響なども論じられている。そこで本章では、僅かに残存する関連文書と『吾妻鏡』の関連記事を通覧し、先行研究を再検討することによって鎌倉幕府による陸奥国統治の実態を考察した。

第一部・第二部では発給主体に主眼を置いて文書を通覧したが、第三部では文書の持つ機能に主眼を置くこととする。決して第一部・第二部で機能論的視点をもたずに検討を加えたのではないが、ここでは発給主体や文書様式にこだわらず、鎌倉幕府の根本理念である御恩と奉公の関係を文書上にたどることを試みた。その例として、本来は私文書として御恩受給とは直接的な関係を示さなかった和与状や讓状が、公文書として御恩受給と関連していく、文書の性格変化を文書行政上に位置付けることとした。また、一連の奉公が御恩の受給へと向かう様子を示す軍事

関係文書を通覧した。

第一章は、和与と譲与安堵に係る文書を考察の対象とした。

鎌倉時代、訴訟当事者間における妥協によって和与がなされた。幕府は訴訟終結のため、両者よりの和与申請後、和与公認の下知状（和与裁許状）を発給している。同時に和与状には担当奉行人が署判を加えて裏封がなされ、ある時からは日付が付されるようになる。一方、嘉元元年（一三〇三）から譲与安堵の方式が外題安堵に変更されている。和与状・譲状はいずれも私文書であり、和与状に担当奉行人が署判を加え、裏封をすることによって公文書化され、同様に譲状も外題安堵がなされることによって公文書としての性格を有するようになる。そこで本章では、この私文書の公文書化という視点から和与状への裏封と譲状への外題安堵との関係を考察した。

第二章は、軍事関係文書を考察の対象とした。

漆原徹氏の研究に代表されるように、従来、軍事関係文書は南北朝期以降に関して整理・研究がなされてきた。そこで本章では、これを遡らせて鎌倉時代に関しても「機能」の視点から軍事関係文書の分析・整理を行った。鎌倉幕府体制下における、軍勢催促状に始まり、着到状、軍忠状、軍忠の確認のための問状・召文・請文、覆勘状、拳状、感状といった、恩賞給付へと向かう一連の文書を様式や初見の時期などから考察した。文書によっては南北朝期の文書と様式を異にし、その前身と考えられるものもあり、また文書の初見の時期なども鑑みることによって、手続きの発展段階をたどることにもなった。

以上三部十章構成で、鎌倉幕府発給文書および関連文書の検討を通して、鎌倉幕府の行政機関としての文書行政の諸相を考察し、あわせて鎌倉幕府像の再構築を試みたものである。

Chapter 4 provides a review of the documents related to Oshu So Bugyo. With very few related documents and related articles in "Azuma Kagami", the actual states of administration of the Mutsu region under the Kamakura shogunate are examined.

Part III Chapter 1 targets the documents about Wayo and Joyo-ando. Wayo-jo and Yuzuri-jo were originally private documents and not directly related with the receipt of the protection from the shogunate, but they later became official documents. Such change should be related to the administration through documents.

Chapter 2 is a report of the military documents. For a series of documents from military service to reward payment, the style and the time of their first appearance are examined. The styles of some documents are different from those in the Nanboku-cho period, but some seem to be their predecessors. Considering the time of the first appearance of the documents, the stages of development of the procedure can be traced.